

教 育 委 員 会 会 議 錄

開催日 令和7年11月26日

**南あわじ市教育委員会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会**

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和7年11月26日（水）午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時00分

開議宣告

会議録署名委員の指名 青木委員（南あわじ市） 狩野委員（学校組合）

前回会議録の承認

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時02分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 新宅忠敏

（教育委員） 青木京、近藤宰常、清水真澄、山本真也

《学校組合》

（教育長） 新宅忠敏

（教育委員） 狩野時夫、青木京、山本真也、橋本直之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 坂東聰、教育次長補兼教育総務課長 田村智巨、

学校教育課長 居神さゆり、社会教育課長 眞野匡史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野真司、

スポーツ青少年課長 柏木映理子、

教育総務課係長 佐々木友美、教育総務課主査 興津里香

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第22号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決

議案第23号 南あわじ市地区公民館長の任命について
原案可決

報告第 2 号 寄附物件の受納について
原案可決

1. 開　　会

午前10時00分

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、狩野委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の定例会の会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

本日は、2点お話をさせていただきます。

まず「B&G全国教育長会議について」です。去る11月13日、東京で開催されました。今年は、AI、SNS時代の国語力と人間形成に注目して、子どもたちの生きる力としての理解力・表現力を育むには、というテーマでお話がありました。明治大学文学部の伊藤氏貴教授と、一般社団法人アルバ・エデュ代表理事で文部科学省中央教育審議会教育課程部会国語ワーキンググループ委員の竹内明日香氏のお二人が講演されました。

伊藤教授の講演では、伝統的な国語教育や国語学習の時代から、AI、SNS等による加速的な環境変化が子どもたちにもたらす国語力・表現力への影響、その全体像と今後生じると予想される日本人の国語力の変容、AIが普及している今だからこそ必要な国語の理解、こういったことについてお話をありました。その中で印象に残ったのが、AI活用が進む中で人間に求められているのは、単なる情報処理ではなく、発信者の意図、文脈を読み取って価値観を理解し、関係性を調整する能力であるということです。比喩や慣用表現など、文脈や関係性によって意味が変わる表現の理解は、やはりAIや短文文化では難しいのではないかと。AI、SNSといった表面的なやり取りを超えて、実際の体験と結びつくことが重要であり、必ずしも共感できない相手であっても、言葉を通じて理解や関係性に迫っていくことが大切ではないかという結びになりました。

竹内氏講演では、現在の教育政策における生成AIの取り扱い等の動きを踏まえ、なぜ日本の子どもたちに表現する力、話す力が必要なのか、というテーマでお話がありました。竹内氏は「プレゼンで世の中は変えられる」ということをモットーにしており、読み解く力と社会連携力をつなげることで、子どもたちの自己効力感を高める教育を推進しているということです。「話す力」は自己効力感を育む中核スキルと位置づけ、「考える」「伝える」「見せる」の3段階に分けて進めていると。まず「考える」というのは、調べたことを元に基本的な知識を身につけ、自分を主語として体験と結びつけながら、自分なりの答えを探していくことに重点を置く。次に「伝える」では、相手と向き合う話し方のトレーニングを実施する。そして最後の「見せる」では、効果的な視覚化により、本質が分かりやすく伝わるようにしている。竹内氏がある公立中学校で全教科にわたってこうしたプレゼンの授業を導入したところ、非常に自己効力感が上り、子どもたちの自信向上と学力改善が見られたということで、都内で学力が低かった学校がトップクラスまで上昇したということでした。最後におっしゃられていたのは、「世の中は変えられる。その力を引き出すのがプレゼンである。ということを全国の子どもたちに伝えてほしい。」ということでした。

今回お聞きしたお二人の講義は共通する部分が多くあり、次期学習指導要領でもこのようなところを踏まえて変わっていくのではないかと思っております。

次に、「地域と行政の対話について」お話をさせていただきます。市内21地区へ出向いて対話する取り組みは、数年前に市長提案で一度実施しております。今回は11月

10日の丸山地区公民館での開催をはじめとして、今後順番に各地区の対話の場を設けていく予定となっております。対話の場は部長級以上の職員が出席しており、丸山地区との対話の中では、事前に予定されていなかった教育委員会への質問もありました。質問内容とその答弁については、共有すべき内容は市内全学校で共有し、また必要に応じて対象の学校へ連絡する対応をとってまいります。

以上で報告を終わります。この件につきまして、何かございませんか。

【清水委員】 地域との対話の場の出席者はどのような方でしょうか。

【新宅教育長】 丸山地区の場合だと、交流センター長が進行し、丸山地区の様々な代表の方々から事前に質問内容が伝えられておりますので、それに沿って、市の部長級以上の職員が答えるという形です。

【田村次長補】 令和元年度に各地区で順番に開催したのが1回目で、令和4年度に旧町単位の4か所で実施したのが2回目。今回は3回目になります。来年秋頃までに21地区すべてでの対話の場を完了する予定で、それぞれの地域づくり協議会でテーマや参加者についてご検討いただいているとかがっています。

【青木委員】 地区での情報共有や交流については、それぞれの地区広報紙をもっと活かすといいのではないかと思います。学校からのお知らせコーナーなど、ちょっとした記事を掲載するスペースを作ってはどうでしょうか。地区広報紙は年配の方がよく読まれていますし、親世代もよく見ていて、もっと活用できるのではないかと思いました。私からも交流センターへ意見としてお伝えしようと思っています。

【新宅教育長】 ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【新宅教育長】 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては南あわじ市議案3件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第22号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第22号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 議案第22号について提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、令和7年11月28日に開会する第136回南あわじ市議会定例会に提出される議案3件が対象となっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件について市長からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものでございます。

まず、私からは、「令和7年度 南あわじ市一般会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。お手元の「議案第22号」をご覧ください。

このたびの補正予算の内容は、人事院勧告などに伴う正規職員及び会計年度任用職員の人事費の補正のほか、寄附金を活用した学校図書館の整備にかかる備品購入費の追加や慶野松原の保全にかかる松木の伐倒駆除委託料の追加、及び慶野松原ビーチバレーコートの散水用水道の引込みにかかる工事請負費の追加、並びにこれらにかかる補助金や寄附金の追加などとなっております。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。慶野松原保全事業について、伐倒駆除は概ね1月から5月の期間に実施することが最適であり、年度をまたぐことから、当該予算を翌年度に繰り越して使用するため、3,430万円の繰越明許費を設定するものです。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。令和8年度に実施予定の西淡中学校のキュービクル更新事業について、キュービクル本体の納期に約6ヶ月を要すること、また作業時に学校内で停電が起こることから更新工事を夏休み期間に実施することを考慮し、急ぎ発注する必要があることから、工事請負費及び工事監理委託料相当額の債務負担行為を設定するものです。債務負担の期間は令和8年度、債務負担の限度額を5,200万円と設定しています。

続いて事項別明細書によりご説明いたします。まず歳入です。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、8目、教育使用料110万円の減額です。慶野松原駐車場の利用実績による使用料の減額です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、5目、教育費国庫補助金1,715万円

の追加です。慶野松原保全事業にかかる文化財保存整備費補助金の追加です。

15款、県支出金、2項、県補助金、7目、教育費県補助金267万5千円の減額です。慶野松原保全事業にかかる文化財保存整備費補助金の減額です。本事業は本来、国庫補助事業となっていますが、兵庫県においては県の任意随伴を受けることができます。しかし、県の補助を受けるためには県の予算額に合わせた事業費の縮減が行われ、結果として県補助金を活用することで市の一般財源負担額が大きくなるということが懸念されるため、このたび国の補助金のみを活用することとし、当初予算で計上していた県補助金額を皆減するものです。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金2,302万4千円の追加のうち、教育委員会にかかるものとして学ぶ楽しさ日本一基金利子331万8千円の追加です。基金の運用利子が見込みを上回ったことによるものです。

17款、寄附金、1項、寄附金、9目、教育費寄附金61万4千円の追加です。令和2年度より毎年、明治安田生命保険相互会社様よりご寄附をいただいているところですが、今年度は寄附金を教育委員会の事業に活用させていただけたため、予算を計上するものです。なお、活用内容については歳出でご説明申し上げます。

次に、歳出です。今回は、人事院勧告に伴う給料及び一時金等の引き上げ、また人事異動などの影響を受け、各費目において正規職員及び会計年度任用職員の人工費の補正が行われておりますが、これらの内容についてはいずれも同様の理由によるものでありますので説明を割愛させていただき、それ以外のものについてご説明申し上げます。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費47万4千円の追加のうち、17節 備品購入費で61万4千円を追加しています。これは先ほど歳入でご説明申し上げた寄附金を活用し、計画的に実施している学校図書館リニューアル事業の要望が多くなっていることを受け、1校分の学校図書館リニューアル事業に活用させていただこうとするものです。湊小学校において書架やベンチ等の購入を予定しています。

10款、教育費、5項、社会教育費、7目、文化財保護費 3,430万円の追加です。名勝慶野松原の枯れ松が当初見込みを大きく上回っていることにより、適正管理の観点から伐倒事業費を追加するものです。なお、財源といたしましては先にご説明申し上げた国庫補助金のほか、森林環境税の一部として市町村に譲与される森林環境譲与税を積み立てた森林環境基金を取りくずして活用することとしています。

10款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費251万6千円の減額となっていますが、14節、工事請負費において100万円を追加しています。これは各種大会等で使用されている慶野松原ビーチバレーコートについて、これまで散水用の水道について慶野松原荘の貯水槽を利用していたところですが、同宿泊施設が民間譲渡され、リニューアルに向け現在の建物が解体されることから、新たに散水用の水道の引き込み方法を検討していたところ、隣接の宿泊施設である浜離宮との協議が整い、同施設の貯水槽を利用できることになったため、引き込みにかかる工事請負費を追加

するものです。来年春の大会開催までに工事を完了させる必要があることから、このたびの予算計上となったものです。

以上で、議案第22号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」のうち、「令和7年度 南あわじ市一般会計補正予算（第4号）」のご説明とさせていただきます。

【柏木課長】 続きまして、私の方からは、議案第83号、南あわじ市吹上浜野外教育センター条例を廃止する条例制定について、また、議案第89号の吹上浜野外教育センターの財産の譲与について、両議案とも関連しておりますので、併せてご説明をさせていただきます。

先月の10月23日定例会で、「南あわじ市吹上浜野外教育センター」譲与についてのご説明と重なる部分がございますが、概要、経緯、計画概要、施設の位置図や建物の現況写真、キャンプ場内の建物配置図を資料に掲載してございますので、ご覧いただければと思っております。

吹上浜野外教育センターは、「南あわじ市吹上浜野外教育センター条例」に基づき、野外活動を通じた健全な青少年を育成するため設置しており、施設は、昭和50年までは、旧南淡町教育委員会が運営し、昭和51年からは地元の吹上町自治会へ運営委託をして以来、現在に至るまで適切な運営管理が行われてきました。

現在、「南あわじ市吹上浜野外教育センター条例、第11条（管理の代行）に基づき、指定管理者である阿万吹上町自治会に委託しております。これまでの経緯から、施設の地域性が極めて高く円滑かつ安定した運営や管理が行われていることもあり、平成28年度から令和2年度の5年間、令和3年度から今年度末までの5年間、譲渡に向けた準備期間として指定管理を継続してきましたが、今年度末に指定管理期間が終了することから、昨年度中頃から、改めて地元と幾度と協議したところ、施設を無償で引き受ける旨、つまり施設の譲与の話がまとまりました。

譲与後の運営体制については、実施計画概要に掲載してございます。これまでと同様、野外活動事業や地域活性化事業に活用する予定で、よりスムーズで安定した運営を実現するため、吹上自治会内で運営体制の構築について詳細を検討していただいているところでございます。

今月11月4日の庁内の公有財産審査会で承認され、12月議会に施設譲与及び設置条例廃止の議案を提出し、議決されれば、1月に市有財産譲与契約を締結し、今年度3月末をもって市との指定管理が終了となること、来年度の令和8年4月1日からは、南あわじ市吹上浜野外教育センター譲与が完了するといった流れを予定しております。

以上の経緯を踏まえまして、南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の廃止については、令和8年4月1日から施行することとしており、この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の南あわじ市吹上浜野外教育センター条例第6条の規定により使

用許可を受けたものにかかる利用料金の徴収については、従前の例によるものとしております。

また、吹上浜野外教育センターの財産の譲与については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。内容としては、建物の本体施設、管理棟他8棟、付属施設として炊事棟1棟、譲与の相手方を吹上町自治会 鈴木清幸会長、譲与の理由は、野外活動事業及び地域活性化事業として利用するため、譲与の時期は令和8年4月1日としております。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第22号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第22号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第23号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第23号「南あわじ市地区公民館長の任命

について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【阿萬野課長】 南あわじ市教育委員会議案第23号の提案理由をご説明申し上げます。

南あわじ市内には、社会教育法第21条の規定に基づき、21館の地区公民館を設置しており、地区公民館長の任用は年度ごとに行われておりますが、このたび、潮美台地区公民館長の佐藤佳史様から辞職願が提出されたことを受け、後任として12月2日より澤田正信様を新たに任命するものです。なお、澤田様の任期は前任者の残任期間となることから、令和8年3月31日までとなっております。

以上で、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第23号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第23号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会報告第2号

「寄附物件の受納について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会報告第2号「寄附物件の受納について」を議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

【居神課長】 報告第2号につきまして、ご説明いたします。

この度、明治安田生命保険相互会社様より市の施策に役立ててほしいと、613,500円の寄附をいただきました。明治安田生命保険相互会社様では、令和2年度から、より豊かな社会づくりを応援するための「地元の元気プロジェクト」を展開しており、その一環として、社内で募った募金に会社の拠出金を上乗せした「私の地元応援募金」を全国の自治体などに寄附する取り組みをされています。

当市においても令和2年度以降、毎年ご寄附をいただいており、これまで主に福祉施策や保育施策などに活用されてきましたが、今回の寄附金613,500円の使途については、市役所内で協議のうえ、湊小学校の読書環境整備に活用させていただくこととなりました。

本来ありましたら、50万円を超える寄附ですので、事前に教育委員会に諮って受納すべきところ、受納の時期や手続き上、教育長専決で進めさせていただき、今回このような形で報告させていただくものです。

以上で報告第2号の提案理由の説明といたします。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会報告第2号「寄附物件の受納について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会報告第2号は原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和8年度小・中学校教職員人事異動方針について

【新宅教育長】 「令和8年度小・中学校教職員人事異動方針について」、事務局より説明をお願いします。

【坂東次長】 お手元に配布の「令和8年度小中学校教職員人事異動方針」並びに「令和8年度新規採用教職員・同一校長期勤務教職員人事異動実施方針」についてご説明させていただきます。

今年度より大きな変更点はございません。任用につきましては、校長・教頭については、広域行政の観点に立ち、昇任時に、過去実績・免許所有等を勘案して、適材となる者を他市組合教育委員会へ交流を行う。ただし、その期間は原則3年とする。若手及び女性の管理職登用をより積極的に進めるとともに、地域の実情に応じて特定管理職の活用も含めた登用を進める。としております。

転任並びに配置換えについては、校長・教頭の異動は、原則として現任校3年以上在勤した者を対象とする。新規採用教職員、同一校長期勤務者の人事異動は、別に定める「新規採用教職員・同一校長期勤務教職員人事異動実施方針」に基づくものとする。としております。

別に定める方針についてご説明します。新規採用教職員については、現任校勤続3年で、全員異動するよう取り組む。特別の事情で勤続6年以上となる場合においても最長9年で異動させる。定年引上げ・暫定再任用も視野に入れ、積極的かつ計画的に移動を行う。としております。

以上で報告とさせていただきます。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧おき願います。

7. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○拠点校部活動要項（案）について

【坂東次長】 資料をご覧ください。地域部活動の展開に関しましては、令和10年8月の地域部活動移行に向けて動き出しておりますが、それまでは各学校で部活動を実施いたします。また、合同部活動という形で大会に参加するといった競技もできております。

地域展開のひとつのがねらいは、生徒のニーズに応えて、「やりたい」という活動を応援するものです。しかし現段階の合同部活動では、「やりたい」を実現するのがなかなか難しい部分があり、自分が通っている学校にやりたい部活動がない場合は合同部活動が組めません。そこで、令和10年8月までの期間限定で、拠点校部活動という制度を取り入れていこうと考えております。拠点校部活動であれば、自分の学校にやりたい部活動がなく、地域クラブの中にも参加するクラブがない場合、これまで校区内の中学校へ通うといったことがありましたが、校区の中学校に在籍したままで他の部活動に参加できるものです。

拠点校に参加できる生徒は、今申し上げましたように、自分の通う中学校にその部活動がないこと、地域にチームがないこと、そして拠点校への移動を保護者の方で責任持って行えること、ということになっております。

次に種目と拠点校について説明いたします。資料にありますように、例えば、現在、陸上競技部は三原中学校と南淡中学校にしかありませんので、西淡中学校、沼島中学校、広田中学校の生徒が陸上をしたいといった時に、三原中学校、南淡中学校の部活に参加することになります。ただし、サッカー、男子バレー、卓球、水泳、相撲については、地域クラブがありますので、地域クラブで活動していただくことになります。

拠点校部活動を始めることは、部活展開のもうひとつのねらいでもある教職員の働き方改革に逆行することになります。そういうことから、教育委員会が拠点校となる学校を指定するのではなく、自発的に手を挙げてもらった学校を拠点校として示す、という形をとっていこうと思っております。

その他詳細については、資料をご覧置きください。

今後の予定ですが、12月1日の小中学校校長会で報告し、各校の入学説明会で部活動担当者が新入学生について説明をします。その後、新1年生を対象に、拠点校部活動への参加についてアンケートを行い、その内容を元に、拠点校部活動の受け入れを表明する、という流れになっております。

新入生にアンケートを取った結果について、拠点校となることを学校へ強制するものではなく、あくまで顧問の意思決定によるものということは徹底したいと考えております。アンケートは、新1年生のニーズを知りたいという現場の声から実施することとなりました。入部については、入学式後に所属校を通じて、拠点部活動を発表できたらと思っております。

また、新2年生、新3年生についても、毎年進級時に部活動入部の意向を取っており、その意向と併せて拠点校活動についての説明を各校で行いたいと思っております。

【新宅教育長】 この件について、何かご質問等ございませんか。

【青木委員】 資料の中には、文化部についての拠点校の表がありませんが、文化部はどうなりますか。

【坂東次長】 文化部も運動部と同様に拠点校部活動を実施することを記載させていただいております。文化部の場合は、学校によって「理科部」や「生物部」といったように名称が違うため、混乱が生じないように表にはしておりません。

【近藤委員】 令和10年8月まで、新入生にとっては今までと状況が異なる激動の2年半になると思います。拠点校の立ち上げについては、子どもの視点に立って頑張つていただいているなという受け止めが多いかもしれません、このまま計画倒れになって子どもたちががっかりしないように進めていただきたいと思っています。

各学校へ拠点校の説明会をした時の感触はどうでしたか。

【坂東次長】 顧問の先生方にとっては、拠点校として生徒を受け入れるのは大変なことだと感じていると思っておりますし、拠点校の立ち上げは顧問の先生へ強制するものではありません。ですから、教育委員会としては、子どもたちへは、希望どおりに拠点校となるかどうかは決定ではない、ということをしっかりと説明するようにとお願

いしています。

【清水委員】 抱点校部活動に参加した生徒の中体連の試合への出場はどのようになりますか。

【坂東次長】 競技によって異なります。神戸市でも抱点校の体制がありまして、例えば柔道では、抱点校で入部した生徒については、その中学校の団体戦のメンバーには入れないことになっていますので、個人戦で出場するという方法をとっています。一方でバスケットボールは、かなり融通がきくため、中学校のチームと、抱点校のチームのどちらもが県大会に進んでいたりします。そして同じ方が監督なので、同じ会場でないと困るといったような課題もひとつクリアしていっています。

今後、大会への出場条件もしっかりと確認していく必要があります。生徒の中には、試合に出なくともいいから、自分のスキルを磨きたいという子など様々な考えがあると思いますので、先生方には子どもたちが参加できる方向を模索しつつ進めていくように伝えていきます。

【清水委員】 子どもたちは、練習するからにはやはり試合に出たいという思いを持っているかもしれません。ソフトテニスの場合はダブルスでしか出られないルールなので、例えば三原中学校が抱点校だとして、別の学校からソフトテニスに参加している生徒と三原中の生徒がそれぞれ奇数だった場合、学校が違うのでダブルスが組めないということが起こるかもしれません。そうなるとせっかくの出場の機会を逃してしまった心配があります。その辺りの課題をクリアした上で子どもたちに説明してあげないと、抱点校に入ってから「やっぱり出られない」というのはかわいそうかなと思います。

【坂東次長】 例えば淡路市では、サッカーは一宮中学校が抱点校でやっておりますが、津名中学校の生徒が一宮中のユニフォームを着て試合に出ています。一宮中学校のサッカーはひとつのチームとして考え、この学校だけのチームじゃないという見方をしています。それぞれの競技によっても出場のルールがかなり違うようですので、よく調べる必要があると思います。

【橋本委員】 抱点校に参加できる要件の中で、「地域に中体連大会出場登録チームがないこと」があります。もし1年後に地域にクラブチームが立ち上がった場合はどうなりますか。

【坂東次長】 令和8年4月の段階でということで考えています。

【橋本委員】 では、途中でクラブチームが立ち上がっても、拠点校に参加している生徒はそのまま継続して活動できるということですね。

あと、新入生はある年度からは部活に参加しないというか募集しないという計画があったように思うのですが。

【坂東次長】 令和9年度入学の新入生までは募集します。

【橋本委員】 公式戦の出場資格のお話がありましたが、洲本市でも同じような質問がよく出ております。しかし競技によって対応がそれぞれ違うこともあります。間違ったことをお伝えしてはいけないので、基本的には団体に直接聞いていただくようにご案内しています。

【坂東次長】 基本的には本市も同じ対応をしております。競技によっても違いますし、ルールもどんどん変わっていくため、団体から責任持って説明いただくのが一番確かではないかと思っております。

【山本委員】 息子が高校生の時に合同部活動を経験しており、私も保護者として関わりました。その当時は、明石と淡路の学校が合同で野球チームを作り活動していました。保護者や監督さんの思いとしては、子どもたちを試合に出場させてあげたい、1試合でも経験させたいということで合同チームを立ち上げたという経緯があります。もしこのようなチームが、県大会に行きたいとか、強くなりたいという思いの子が入ってくるとなったら、かなりの温度差があるって、対応も大変だっただろうと思います。

【坂東次長】 そういう話題は最初からあります。保護者会側からトップレベルのチームと一緒にになったら試合に出られなくなるという声が大きくなって合同部活動や拠点校としてチームが組めなくなるといったような話もあります。しかし、現場と話をする中で、拠点校を指定する場合は、その中学校だけのチームではなく、市が指定したひとつのチームだという方が指導者としてもやりやすい。その学校の生徒の話ばかり聞くのではなく、集まってきた子どもたちも含めてみんなでチームだということで説明したいという声がありましたので、それを全面にして説明していく予定です。

【山本委員】 教職員の働き方改革を進めていく時代の中で、拠点校の制度は逆行しているというお話でしたが、地域移行までの3年間は、その部分を考えると進めにくいのではないかと思っています。先生方が大変なのはよくわかっていますが、ここはどうにか踏ん張って乗り切って欲しいなという気持ちが、今この説明の中で一番感じております。期限がはっきり見えていますので、その間はできる限り、子どもた

ちのために動いてもらえたならなとは思います。

【坂東次長】 苦しいところではありますが、子どもたちのやりたいという気持ちを尊重しつつ、学校でできることを相談や協議の中で決めて進めていければと思っております。

【青木委員】 これがまさに、教育長報告の中でお話がありました、竹内明日香さんの「プレゼンで世の中を変えられる」ということだと思いました。先生方が自分たちの説明の仕方、プレゼンの仕方で保護者の気持ちも生徒の気持ちも変えていける話だと。成長のチャンスだという思いで先生方に取り組んでいただけるならば、未来が変わってくるのではないかと思いながらお話をうかがっておりました。大変な時期ではありますが、これを乗り越えた先でいい景色をみんなで見たいなという気がいたしました。

○南あわじ市20歳のつどいのご案内について

【眞野課長】 社会教育課からお知らせがございます。来年の1月11日に「南あわじ市20歳のつどい」を開催いたします。12月上旬に教育委員の皆様にご案内をさせていただきます。ぜひともご出席いただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○令和7年度第2回総合教育会議について

【田村次長補】 今年度第2回の総合教育会議につきましては、かねてよりご説明させていただいております通り、来月12月19日（金）午後2時30分からここ第5会議室での開催を計画しています。なお、その1時間前、午後1時30分からは、その最終調整も含めての教育委員会定例会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回の総合教育会議では、次第にありますように3つのテーマを設定させていただいております。今回は特に先ほども少しお話が出ました、中学校部活動の地域展開について、その中でも参加される生徒の移動方法といった部分に焦点を当てたいと思います。当日は、まずそれぞれのテーマについて事務局から説明をし、その後ご意見を伺いながらまとめていく予定としてございますので、活発なご意見をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

総合教育会議につきましては、2時間程度、午後4時30分を目途に閉会したいと

考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○ 2月教育委員会定例会について

【田村課長】 2月の教育委員会定例会については、委員の皆様の日程調整をさせていただいた結果、2月19日（木）午前10時より第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

8. 閉　　会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前11時02分